

情報アクセシビリティの基礎

2023年11月

東洋大学

山田 肇

情報アクセシビリティの必要性和各国の施策

- 国連SDGsの基本理念「包摂性：誰一人取り残さない」実現の鍵
- 情報社会における情報受発信の必要性・重要性に鑑み、障害者権利条約は情報アクセシビリティを特記
- わが国では、障害者差別解消法第7条・第8条により義務化へ向かう途上
- 米国は連邦政府の情報アクセシビリティ対応を義務化、民間事業も実質義務化
- 欧州は官民とも情報アクセシビリティ対応を義務化
- 米欧の波は各国に波及し、例えばインド・バングラデシュも義務化
(Asia Pacific Regional Internet Governance Forumによる)

ここで、ちょっとデモンストレーション

- 今起きたこと：講演者がマイクをオフにしたため、何を発言したか聞こえなかった
- 今起きたこと：講演者がマイクをオフにしたため、何を発言したか聞こえなかった
- マイクオフは聴覚障害を模擬、小さな文字は視覚障害（弱視）を模擬するもの
- 聴覚・視覚障害等の障害者を含め、多様な人々が情報受発信できるようにすることが、情報アクセシビリティ対応

情報アクセシビリティ対応の技術基準

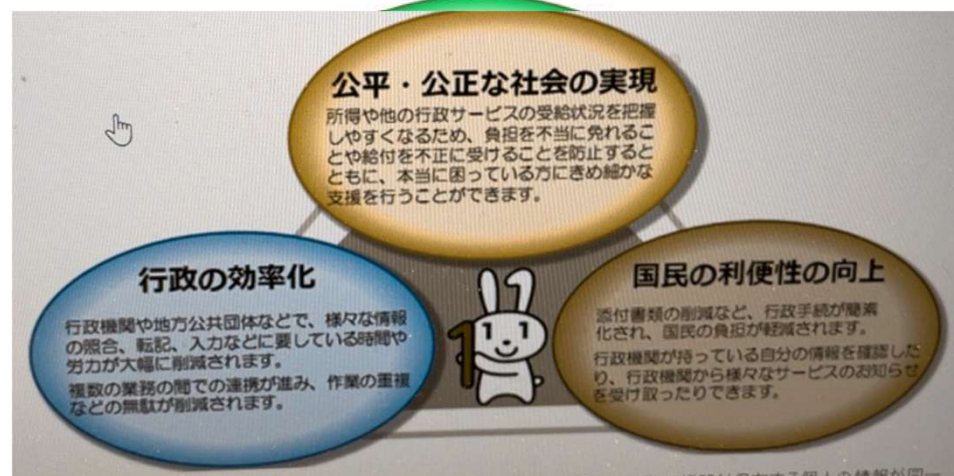
- 何にどう対応すべきか規定する技術基準が不可欠
- 米国連邦政府調達ではRevised 508 Standards and 255 Guidelinesが技術基準
- ウェブについてはWCAG2.0 (JIS X 8341-3) が実質的世界基準で、スマホ対応のWCAG2.1への置換が進行中
- 必須要件として記載すれば対応が明確に
 - ..., ICT **shall provide** at least one mode of operation using non-visual access... (EN 301 509 v3.2.1)
- JISでは大半が推奨要件で、対応すべきかの判断が困難
 - 視力がないか環境条件によって物が見えない利用者に対応することが望ましい (JIS X 8341-1)

忘れられた利用者：色覚異常

- 必須要件ではあるが、対応しないため、困難に遭遇する「忘れられた利用者」
- 例：色覚異常（色弱）
- 参考：男性の20人に1人が色弱、学校でできる配慮は特別なケアではなく「みんなが困らない環境」に（東洋経済education × ICT編集部2023年9月25日配信）
- 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（2016）で対応を求めたが

- 総務省マイナンバー制度説明図
- 1型2色覚での見え方は

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



忘れられた利用者：読字障害

- 技術基準にないため、困難に遭遇する「忘れられた利用者」
- (例) 読字障害 (Dyslexia)
 - 「た」と「な」、「め」と「ぬ」などを読み間違える、文字を読むのに困難を抱える障害
- 小児期に生じる発達性ディスレクシアの発生頻度は、アルファベット語圏で3～12%。日本での2012年全国調査によると児童生徒の4.5% (通常学級児童の20人に一人) (厚生労働省サイトによる)
- アルファベット語圏では、間違いやすい文字の背景色を変えるスマホアプリが普及しはじめている
- わが国では、読みやすいフォントの開発などが緒に就いた段階で、対応に遅れ



まとめ

- 誰一人取り残さない社会実現の鍵の一つが情報アクセシビリティ
- 欧米はじめ世界各国で情報アクセシビリティ対応の義務化が進む中、わが国には強い法制は存在していない
- 最低限対応すべき事項は必須要件として記載される技術基準が義務化には必要
- 必須要件としても無視されたり、技術基準が取り上げていない困難を抱えた人々が存在
 - 視覚障害や聴覚障害に比べて気づきにくい、色覚異常や読字障害
- AIも活用して、一人ひとりがそれぞれの方法で情報受発信を行える「パーソナライズ化」が将来の方向